

差別解消部会 実績報告

(令和6年11月末現在)

1 開催回数

部会2回

2 部会員の構成

区内障害者関係団体代表者8名、区職員7名

3 報告事項

(1) 部会開催状況

差別解消部会は障害当事者及び支援者の団体と区の職員により構成されている。

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮が義務化された。そのため、同法についての正しい理解を普及啓発するための取り組みを行っている。

令和6年度は6月に第1回を開催、令和7年3月に第2回開催予定

第1回開催内容

参加者
・19名（手話通訳を含む）
内容
・障害者差別解消法改正に伴う相談の状況について情報共有 ・令和5年度障害への理解と交流促進事業者向け講座の報告 ・令和6年度障害への理解と交流促進事業者向け講座についての意見交換 ・葛飾区事業者アンケート調査についての意見交換
効果
・相談の状況について、区で把握している相談だけでなく障害者団体に寄せられている情報も共有することができた。 ・障害への理解と交流促進事業者向け講座について、講座参加者からの感想を報告。併せて部会員からの意見を伺い、6年度の開催内容を決めることができた。 ・民間事業者向けアンケートについて、今後の周知活動のためアンケート調査が必要なことについて部会員から意見を伺うことができた。

(2) 差別解消部会に関わる区の取組

ア 啓発用リーフレットの一部修正と周知、配布

改正障害者差別解消法の施行に合わせてリーフレットの一部修正を行い、周知と配布を行うとともに、区ホームページにPDFファイルを掲載

イ 障害に対する理解を深めるための事業者向け講座の開催

合理的配慮の提供が義務化された民間の事業者向けに、障害者差別解消法の改定と同法の趣旨について講座を開催

区内の障害サービス従事者、介護サービス従事者向けに2回開催した。今後は、12月と2月に開催を予定

ウ 区職員向け研修の実施

平成 29 年度に策定した葛飾区職員対応要領に基づき、差別の禁止及び合理的配慮の提供を適切に実施できるよう、研修を実施

9 月 3 日、4 日に実施、105 名受講

4 今後の方向性

平成 28 年、葛飾区障害者施策推進協議会を障害者差別解消支援地域協議会と位置付け、差別解消に取り組む専門部会として「差別解消部会」を設置した。

平成 29 年度のリーフレット作成や、平成 30 年度のコミュニケーション支援条例の制定の際は、ヒアリングや意見交換を活発に行って検討を重ね、寄せられた相談事例について情報共有しながら、専門部会として活動をしてきた。

しかし、近年は障害者団体への加盟者数が減少し、会員個人の高齢化や障害の悪化等により出席が困難となってきている方が多く見受けられる。

一方、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務化され、民間企業も含めた対策や取り組み事例の共有など、幅広い活動が必要となっている。

今後は、本年度行う予定の葛飾区事業者アンケート調査を分析し、部会員の意向を確認しながら普及啓発活動の内容を検討していく。

差別解消部会 部会員名簿

	団体種別	区職員・障害者関係団体等
障害者関係団体を代表する者(8名)	肢体不自由障害者団体	高障会
	聴覚障害者団体	葛飾区聴力障害者協会
	内部障害者団体	葛飾区地域腎友会
	難病患者団体	葛飾パーキンソン病友の会 げんき会
	知的障害者団体	葛飾区手をつなぐ親の会
	肢体不自由者団体	葛飾区肢体不自由児者父母の会
	高次脳機能障害者団体	高次脳機能障害者 家族会 かつしか
	特別支援学校PTA	東京都立水元特別支援学校PTA
区職員(7名)		福祉部障害福祉課長
		健康部保健予防課長
		総務部人権推進課長
		福祉部障害福祉課相談係長
		// 障害福祉課援護係長
		健康部保健予防課保健予防係長
		// 保健予防課保健予防担当係長

差別解消部会設置要領

平成28年9月1日

28葛福障第453号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、差別解消部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者差別の実態把握に関すること。
- (2) 差別の解消に資する取組の情報収集や分析に関すること。
- (3) 相談体制の整備に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消のために必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
健康部保健予防課長	副部会長
総務部人権推進課長	
福祉部障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
〃 保健予防課保健予防担当係長	
区内障害者関係団体代表者（13人以内とする。）	